

6 苦勞の多い長崎奉行



鈴木 康子
SUZUKI Yasuko

花園大学文学部日本史学科教授

江戸時代初期の長崎は、海外諸国の人々や物資が入り乱れた状態であった。当時の地域経営の主体である長崎奉行は、この混乱状態にどのように対応していたのだろうか。対照的な性格である2人の奉行に着目し、その役割や苦勞を紹介する。

長崎奉行の設置とその役割

長崎奉行は江戸初期より存在したが、長崎奉行制度が確立するのは1640年代前後のことである。長崎奉行は老中直属の遠国奉行の一つであり、遠国奉行の中でも江戸から最も遠く、しかも重要な外国との貿易の場を任されていた。長崎奉行は二人制の時期が長く、この場合一人は江戸、もう一人は長崎に在勤となり、隔年で江戸と長崎を交代して職務を行っていた。長崎には奉行所が立山役所（現在の長崎歴史文化博物館周辺）と西役所（現在の県庁周辺）の二ヶ所にあるが、主体となるのは立山役所であった。

長崎奉行の職掌は長崎市中の統治はもとより、キリシタンの取締、長崎貿易やそれに携わる外国人商人の監視、さらには九州大名への監視なども含まれる。長崎は内外の人々が様々な思惑によって集まってくる場であったため、とかく風紀が悪くなる傾向があった。しかも外国貿易がなされている地でもあり、幕府が禁ずる華美な生活を送る者も少なくなかった。とりわけ江戸初期にはまだ自治的な意識も高かったため、その統治は容易ではなかった。貿易の仕組みも複雑であり、長崎自体の統治は実質的には長崎の町年寄（町政を司る町役人の筆頭）たちに委ねられていた。そのため、長崎奉行が江戸から長崎へやって来ても、貿易や町の支配の奥深くまで介入することは難しい状態にあった。

長崎の有力者にとって良い長崎奉行とは、長崎でも何となく、ただ町年寄たちの言いなりになってくれるような人物である。しかし、時代が進むにつれ長崎の混乱状態はひどくなるばかりで、1666（寛文6）年には長崎

奉行の稲生七郎右衛門正倫が不審な死を遂げるまでに至った。そこで、幕府は次の長崎奉行として河野権右衛門通定を任命したのである。

河野権右衛門の長崎奉行着任

河野は1666（寛文6）年に長崎奉行となり、1672（寛文12）年までその職に在任した。この河野と、その時の長崎の状況について『幕府時代の長崎』には、次のように記されている。

「河野は、その在任期間約7年間の施政において相当な業績をあげ、その人柄は謹厳方正であり、質素儉約を自らも実践していた。そしてそれまでであった長崎の悪習を排除し、長崎を改善させることに意を注いだ。その頃長崎の秩序は乱れているうえ外国貿易も盛んで、長崎の人々は奢侈な生活を送っており、節度がなかった。



写真1 奉行所の正面



写真2 横から望む奉行所の階段（2002年に実施された奉行所跡の発掘調査で、建物の部分として唯一出土した、長崎奉行所正面の階段部分）



写真3 正面から見る奉行所の階段

そのうえ外国人だけでなく、国内の諸国の人々も混在していたので風俗が著しく乱れていた。ところが、河野が長崎奉行としてこの地にやって来たとき、それまでざわついていた長崎の町の隅々まですっかり静まりかえってしまった」。

この記述により、当時の長崎の混乱状態が多少なりとも想像できるのではないかと思う。それと同時に、これまで経験したことのない立派な人物が長崎奉行として登場したことが、長崎の市民にとっていかに衝撃的なことであったのかが窺える。以下、河野が実施した政策や方針について、具体的に紹介していきたい。

外国人やキリシタン対策

河野が長崎奉行に着任した際には、すでにオランダ人は出島に隔離されていた。しかし、その出島への出入り制限が甘かったようである。河野は遊女以外の女性や僧侶などが出島に入らないことや、出島の周囲に海からも船で近づかないよう、出島の入口の橋の手前に出入り制限を記した高札を掲げた。これは幕末まで継続的に置かれた。そして長崎では、毎年正月には各町で踏み絵をして町人たちがキリシタンではないことを試した。これには、紙や板にキリスト像などの絵が描かれているものが使われたが、すぐ擦り切れてしまうので、河野はこれを真鍮で作らせた。これは現存しており、東京国立博物館に所蔵されている。

また、河野は外国人からの八朔礼を辞退した。八朔礼とは今で言う御中元の起源とされるもので、毎年8月1日に主人や知人に贈物をする古来の習慣である。河野は、八朔礼は日本の習慣であるので外国人から受け取る必要はないとした。もし受け取れば、彼らに何らかの恩恵



写真4 奉行所の座敷

を与えなくてはならなくなるとして拒否したのである。

非行少年たちへの処罰

河野は、少年たちが喧嘩をしたことに対して処罰を下したこともある。これがとてもユニークで、まず奉行所の白州で彼らを後ろ手に縄で縛って、解いたらわかるように結び目に封をした。そして、彼らをそれぞれ在住の町へ戻し、その町で一晩ずつ町人の家々に預からせ、30日間で解放した。これはかなり痛かったこともあり、またまっとうな町人たちと話す機会もあったせいか、この罰を受けて人柄がよくなる者も多かったという。

抜荷事件の処断

1630年代の一連の鎖国令以来、日本人が海外へ出ることは禁じられていた。ところがその後も毎年、商人たちが朝鮮半島にまで行って武器などを輸出していたことが、1667（寛文7）年に発覚した。その処断をしたのが河野であった。これには多くの商人が関わってい



写真5 長崎貿易で取り扱われた商品

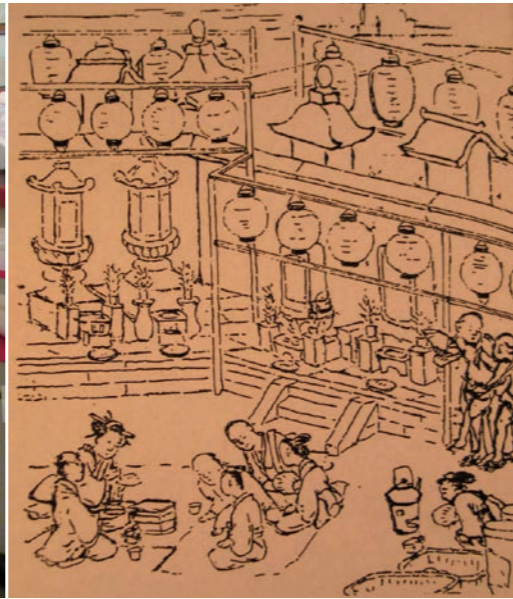


図1 盆の墓参風景
(出典:越中哲也註解「長崎古今集覧名勝図絵」)

たが、その中心人物とされたのが福岡藩御用商人の伊藤小左衛門であった。河野は、今回、発覚した事件に
関与した商人のみを処罰するに留め、それ以外の商人を
不問に付した。しかも本来ならば中心人物の一族郎党
も処罰を免れられないが、伊藤の妻や母親に対しては
罪を免じたのである。河野が慈悲をもって裁断したこと
に、幕府も好意的だったという。

すばらしい人物への褒賞

河野は、市民の中で模範となるような人物に対して
次々と褒賞を与えた。たとえば、認知症を患い、しかも目
が不自由になった父親の面倒を見ながら野菜を売って
いた甚太郎を褒賞し、幾ばくかの金を与えた。また、七
左衛門という者は、幼い頃世話になった主人の家が没
落し、だれもその主人の面倒を見ようとしないうのを引き
取って、自分の家で大切に養った。そして、主人が死去
した後は、毎日墓参を欠かさなかったのである。河野は、
その七左衛門に対して、町の重要な役職に任命した。

外国の習慣への厳しさ

河野は、先祖や家族の命日には必ず寺に参詣してい
たが、お盆参りの際に、人々が寺近くの墓地で酒盛りを
して声高に騒いでいるのを見て「あれは何事であるか」
と尋ねた。長崎では中国の風習を取り入れ、初盆の家は
8月13日、一般には14日の午後5時くらいからそれぞれ
の墓に提灯を灯し、墓前にはご馳走を供えて酒宴を開
いた。それが祖先の霊をお迎えする中国由来の習慣で

あった。それを知った河野は激怒した。「お盆に死人を
吊って墓参りすることはどこでもある。しかし、日本に
おいて父母先祖の墓地で酒盛りをするようなことは見た
ことがない。こういったことは、前代未聞の振る舞いで
ある」として、この習慣を厳しく禁じたのである。

この時代は、まだ貿易のために長崎にやって来る唐人
(中国人)は市中のどこでも住むことができたため、中
国の風習や習慣が長崎にかなり染み込んでいた。これ
を河野は出来る限り排除し、日本古来の習慣を守らせ
ようとしたのである。

厳格な性格と規律ある生活

奢侈をきわめた市民に対して、河野は、たとえば正月
に長崎の役人たちから挨拶を受けるが、その際に自ら
紬つむぎを着て対応した。そうすると、長崎の人々は紬以上の縮緬や羽二重、毛織物などを着るわけにもいかず、質素にせざるを得なくなる。こうして自ら実践して、長崎の市民たちの模範となった。しかも、日々の生活も規則正しいうえ、緊急を要する事柄はどんな時でも対応した。祭の際にも、棧敷の上で乱れるようなこともなく、まるで人形のように動かない姿勢を保ち続けた。それを見た市民たちは、古来の武士とはああいものだと感心し、見物していた外国人たちを驚かせたのである。そのため、長崎の人々は「河野先生」と呼んで敬った。

こんな立派な長崎奉行がいる一方で、市民からかな
り嫌われた長崎奉行もいた。たとえば戸田出雲守氏孟
である。

表1 長崎奉行着任者(1625~1715)

氏名	在任期間	着任時 推定年齢	着任時加増	長崎奉行辞任直後 の状況
水野河内守守信	寛永3~5年	50	—	大坂町奉行
竹中采女正重義	寛永6~9年	不明	—	御役御免切腹
曾我又左衛門古祐	寛永10年	48	1000石	大坂町奉行
今村伝四郎正長	寛永10年	46	—	不明 承応2年死去
榊原飛騨守職直	寛永11~16年	49	—	御役御免閉門
神尾内記元勝	寛永11年	46	—	江戸町奉行
仙石大和守久隆	寛永12年	42	—	小姓組番頭
馬場三郎左衛門利重	寛永13~慶安4年	不明	—	引退
大河内善兵衛正勝	寛永15~17年	62	800石	辞職(病免?)
柘植平右衛門正時	寛永17~19年	59	—	江戸で死去
山崎権八郎正信	寛永19~慶安3年	58	—	長崎で死去
黒川善兵衛正直	慶安3~寛文4年	49	—	病免
甲斐庄喜右衛門正述	承応元~万治3年	不明	—	江戸で死去
妻木彦右衛門重直	万治3~寛文元年	57	—	勘定奉行
島田久太郎守政	寛文2~5年	39	—	病免
稲生七郎右衛門正倫	寛文5~6年	40	—	長崎で死去
松平基三郎隆見	寛文6~11年	不明	500石	辞免
河野権右衛門通定	寛文6~12年	47	500石	病免
牛込忠左衛門勝登	寛文12~天和元年	51	500石	病免
岡野孫九郎貞明	寛文12~延宝8年	51	500石	病免
川口源左衛門宗恒	延宝8~元禄6年	51	500石	江戸町奉行
宮城監物和充	天和元~貞享3年	48	500石	御役御免
大沢左兵衛基哲	貞享3~4年	65	500石	長崎で死去
山岡十兵衛景助	貞享4~元禄7年	64	500石	病免
宮城主殿和澄	貞享4~元禄9年	58	—	江戸で死去
近藤備中守用高	元禄7~元禄14年	50	—	大目付
丹羽遠江守長守	元禄8~15年	53	500石	江戸町奉行
諏訪下総守頼蔭	元禄9~11年	54	500石	御役御免
大島伊勢守義也	元禄12~16年	40	—	作事奉行
林土佐守忠和	元禄12~16年	42	—	江戸町奉行
永井讃岐守直允	元禄15~宝永6年	30	—	病免
別所播磨守常治	元禄15~正徳元年	36	—	病免
石尾阿波守氏信	元禄16~宝永2年	35	—	病免
佐久間丹後守信就	元禄16~正徳3年	58	—	病免
駒木根肥後守政方	宝永3~正徳4年	35	—	作事奉行
久松備後守定持	宝永7~正徳5年	53	500石	勘定奉行
大岡備前守清相	正徳元~享保2年	33	—	江戸で死去
石河土佐守政郷	正徳5~享保11年	56	—	辞免

〔新訂 寛政重修諸家譜〕より作成

戸田出雲守に対する長崎市民の怒り

戸田は1784(天明4)年に長崎奉行となり、長崎貿易
改革を推進した人物である。しかし、当時の長崎は、長
引く天明の大飢饉の影響や、オランダ船が来航しなかつたこともあり、かなり困窮し、幕府への上納金も払えない状態にあった。にもかかわらず、戸田は長崎市民の貿易の利権を奪ったりして、ひたすら幕府への上納金を捻出することに意を注いだ。そのうえ、抜荷には厳しく対処しただけでなく、気に入らないとすぐ捕まえて拷問し、市民を恐怖のどん底に陥れたのである。そして市民には禁酒を命じたりもした。本人は酒浸りの生活を送っていたのにである。ところが戸田は、1785(天明5)年の秋に長崎で急死する。その死去後、生前の恨みつらみからか、埋葬された墓に小便をする者が絶えなかった。



写真6 大音寺にある戸田出雲守の墓石

そこで、戸田の墓への小便禁止令が出たほどであった。

長崎奉行の利得と職務の厳しさ

よく長崎奉行に着任すると、かなり儲か
ったという話を聞く。確かにオランダ貿易でも長崎奉行
で個人貿易が出来たし、八朔礼で外国人や長崎の町年寄
や役人たちから金品をもらったり、様々な方法で長崎
奉行にはかなりの利得が見込まれた。しかし、17世紀
を中心とした長崎奉行就任者の後職を表で見ると、長
崎奉行の後すぐに役職に付く者は少なく、「病免」や「死
去」などが目立つし、辞職や免職もある。

一年交替で江戸と長崎を交互に勤務するのは、今で
さえも大変な労力を使うことだろう。それに加えて、江
戸とは習慣も風土もかなり違う長崎において、外国人
や自治意識の強い長崎の市民たちをうまく統治してい
くことは、決して容易なことではなく、心身ともに過重
なストレスがかかったであろう。こうして見てみると、
長崎奉行も、なかなか苦勞の多い役職だったことが窺
える。

<参考文献>

- 1) 鈴木康子『長崎奉行の研究』思文閣出版 2007年
- 2) 鈴木康子『長崎奉行一等身大の官僚群像—』筑摩書房 2012年
- 3) 鈴木康子『天明前期の長崎情勢と長崎奉行の特異—戸田出雲守氏孟を中心として—』松方冬子編『日蘭関係史をよみとく』上巻 臨川書店 2015年
- 4) 荒木周道『幕府時代の長崎』長崎市役所 1903年

<写真提供>

写真1~6 鈴木康子